

市民体育館仕様書関係(スポーツ振興課)

- **機械警備業務委託仕様書**
- **清掃業務委託仕様書**
- **自家用電気工作物の保安管理業務委託細目書**
- **消防用設備維持点検業務仕様書**



岸和田市民体育館機械警備業務委託仕様書

この仕様書は、岸和田市民体育館機械警備業務委託契約書に基づいて、その内容を示すものであるが、この仕様書に記載されていない事項であっても、これに付随して必要と認められる部分は、契約金額の範囲内で実施するものとする。

(委託施設概要)

第1条 委託場所は、下表のとおりとする。

施設名	岸和田市立中央体育館	岸和田市立春木体育館
所在地	岸和田市作才町1丁目7-15	岸和田市春木泉町1-10
敷地面積	3875.81㎡	1591.84㎡
建築延面積	1911.14㎡	917.98㎡
構造	鉄筋コンクリート造2階建	鉄筋コンクリート造2階建

(警備実施方法)

第2条 警備実施方法は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 機械警備とする。

(2) 乙は、警備に要する機器の設置が完了するまでは常駐警備とし、その警備時間は第5条によるものとする。

(警備運営上の権限)

第3条 甲は、警備業務遂行に必要な警備上の権限を乙に付与するものとする。

(警備機器と運営組織)

第4条 乙は、警備対象物件で発生した異常事態を、乙の警備本部へ一般電話回線またはISDN回線等で自動的に通報する機能有する警報装置を設置すること。また、その回線が切断された際は、瞬時にその事実が発見できる機能を有すること。

2 異常を検知するセンサーについては、空間センサー及びマグネットセンサーと同等のものを主とし、設置箇所に適合した警報機器を併用して警備区域に設置すること。

3 乙は、警報装置が常時正確な機能を保持するよう、管理しなければならない。また、甲が異常を発見したときは、すみやかに連絡するものとする。

4 乙は、警備時間中に警報装置が作動不能になった場合は、代替警備対策を講ずるものとする。

5 警備対象施設の増改築、用地変更等により、警備機器の移動又は変更等の必要が生じた場合には、当該費用の負担については、甲乙協議するものとする。

6 警備本部は、警備時間中、警報受信装置を間断なく監視するとともに、常に警備員と連絡をとれるよう、警備の万全をはかることとする。

(警備時間)

第5条 警備業務を行う時間は、原則として市民体育館条例の定めるところによる開館時間外とし、自動火災報知器の監視は終日とする。

平日 21時00分から翌日9時00分まで

日及び祝日 17時00分から翌日9時00分まで

休館日及び臨時休館日 9時00分から翌日9時00分まで

ただし、上記の日及び時間について特別の事情や変更がある場合は、当事者において事前に調整するものとする。

(警備に係る一般的事項)

第6条 停電時においても警報機器が作動するよう予備バッテリーを内蔵しかつ30分以

上電源供給でき機械警備に支障のないようにすること。

- 2 甲の最終退出者が、防火防犯その他の事故防止上必要な処置をなし、機械警備装置の確認ランプで各警報機器のセット状況を確認し、特に定めた退出口を施錠し、外部に設置した機械警備起動解除装置（以下「カードリーダー」という。）を起動したのち警備が開始されること。
- 3 甲が、万一カードリーダーの起動を忘れた場合においても、乙は22時以降には当該館を確認し処置すること。
- 4 警備終了時における取扱いについて、乙の集中監視センターは、最初の入館者がスティックカードで警備を解除したことにより、自動的に表示される解除の信号を確認したのち、警備終了とする。
- 5 警備実施時間中における甲の入館について、甲の入館者は、スティックカードで警備を解除し、入館後直ちに乙の警備本部へ電話連絡し、乙は甲であることを確認する。また、甲の臨時入館中の警備は、甲の責任において実施し、退館時についても、乙の警備本部へ電話連絡したのち、カードリーダーを起動する。
- 6 機械警備機器が正常に作動していない場合、カードリーダーの起動操作時に正常でない旨が確認できること。
- 7 カードリーダー用の操作器具についてはスティックカード方式とし、そのスティックカードは個々に識別できる番号等を有し、紛失した場合には当該スティックカードのみを登録抹消できる機能を有すること。
- 8 カードリーダー用のスティックカードについては、2館で20個程度用意すること。

（異常事態発生時における乙の処置）

第7条 警報受信装置等により甲の体育館に異常事態が発生したことを感知した時、乙は緊急要員をすみやかに派遣させ、異常事態を確認するとともに、被害の拡大防止にあたること。

- 2 警備対象物に到着した緊急要員は、異常事態を確認したのち本部管制室へその状況を連絡し、必要に応じて関係先へ通報すること。

（報告書の提出）

第8条 警備時間中に異常事態が発生したとき、乙は報告書を速やかに甲に提出する。

（鍵の預託）

第9条 警備実施に必要な鍵は、甲は乙に預託し、預託された鍵は、それぞれが嚴重な取り扱いと保管を行うこと。

（警報装置の保守点検）

第10条 甲の警備対象に設置された警報装置等の機能については、乙は定期的に保守点検を行うこと。

（甲の緊急連絡者名簿の提出）

第11条 甲は、乙に対しあらかじめ緊急連絡者名簿を最低3名提出する。

- 2 緊急連絡者名簿に変更のあるときは、遅滞なくその都度文書をもって乙に通知する。

（協定事項）

第12条 警備期間が1ヶ月未満における委託料の支払い方法は次の算出方法とする。

月額料金 ÷ 当該月日数 × 警備日数 とし、1円未満は切捨てとする。

（その他）

第13条 この仕様書に定めのない事項については、その都度甲・乙協議の上取り決めるものとする。

岸和田市民体育館清掃業務委託仕様書

この仕様書は、岸和田市民体育館清掃業務委託契約書に基づいて、その内容を示すものであるが、この仕様書に記載されていない事項であっても、付随して必要と認められる部分は、契約金額の範囲内で実施するものとする。

1. 委託場所

岸和田市立中央体育館

岸和田市作才町1丁目7-15

岸和田市立春木体育館

岸和田市春木泉町1-10

2. 清掃業務内容

A. 日常清掃

毎日（原則として休館日の翌日を除く。）、全館及び敷地内（雑草類の除草等含む。）の清掃保全管理を行う。

B. 年末清掃（年1回）・ガラス清掃（年1回）及び・臨時清掃

（1）年末清掃については、年末清掃仕様書の内容とする。

（2）ガラス清掃内容については、事前に甲と協議する。

（3）臨時清掃内容については、事前に甲乙協議する。

3. その他

この仕様書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上取り決めるものとする。して休館日の翌日を除く。）、全館及び敷地内（雑草類の除草等含む。）の清掃保全管理を行う。

● 清掃作業員

1) 員 数 中央体育館 3名 春木体育館 2名

2) 勤務日時 原則として、水曜日から月曜日の午前9時迄に日常清掃を完了しなければならない。ただし、月曜日が祝日の場合は火曜日も清掃する。また、体育館の使用状況等により、曜日及び完了時間を変更することがある。



自家用電気工作物の保安管理業務委託細目書

(委託業務の内容)

第 1 条 岸和田市立中央体育館自家用電気施設保安管理業務委託契約書（以下「契約書」という。）に基づき乙が自ら実施する保安管理業務の内容は、第 3 項を除き次に掲げるものとします。

- (1) 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査、工事中の点検及び竣工検査を行い、必要な指示又は助言を行うこと。
 - (2) 工事期間中は、別紙「点検、測定及び試験の基準」3.(1)イに定める外観点検を行い、自家用電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行うこと。
 - (3) 竣工検査に関して、その工事が工事計画に従って行われたものであること及び経済産業省令で定める技術基準に適合するものであることを確認すること。
 - (4) 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう指導、協議又は助言を行うとともに、電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験（その細目及び具体的基準は、別紙「点検、測定及び試験の基準」のとおり。）を行い、経済産業省令で定める技術基準に不適合又は不適合の恐れがあると判断したときは、とるべき措置及びとらなかった場合に生じると考えられる結果について甲に報告するとともに修理、改造を指示又は助言すること。
 - (5) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への届出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
 - (6) 事故・故障の発生や発生する恐れ連絡を甲又はその従事者から受けた場合は、乙が現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行い、電気事故発生の場合は、適切な応急措置を指示するとともに、必要に応じ臨時点検を行い、事故の原因を究明し、再発防止についてとるべき措置を指示又は助言し、電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、乙が甲に対し、事故報告するよう指示を行うこと。
 - (7) 電気事業法第 107 条第 3 項に規定する立入検査（以下「官庁検査」という。）に立ち合うこと。
 - (8) その他保安規程に定められている事項
- 2 低圧電路の絶縁状況の適確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時警報動作電流（設定値は 50 mA とする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を連続して 5 分以上受信した場合又は 5 分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合には、連絡責任者は当該電気工作物の状態を確かめ、乙に連絡し、乙は警報発生の原因を調査し、適切な措置を行うとともに、警報発生時の受信の記録を 3 年間保存すること。
- 3 前各項の乙に委託する保安管理業務のうち、次の各号のいずれかに該当する電

気工作物については、甲は乙と協議の上、点検の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとし、乙の監督の下で点検を行い、かつ、その記録が乙により確認されていること。

- (1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な次のような自家用電気工作物
 - (a) 建築基準法の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
 - (b) 消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
 - (c) 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
 - (d) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器
 - (e) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器等
 - (2) 設置場所の特殊性のため、乙が点検を行うことが困難な次のような自家用電気工作物
 - (a) 立入に危険を伴う場所
 - (b) 情報管理、衛生管理及び機密管理のため立入が制限される場所
 - (c) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所
 - (3) 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物
 - (4) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物
4. 使用機器及びそれに付随する配線機器等については、第1項によるほか、甲が確認を行うものとします。

(甲及び乙の協力及び義務)

第2条 甲は、乙が保安管理業務の実施にあたり、乙が指示、助言した事項又は乙と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとします。

- 2 甲は契約に当たって乙が本人であるか面接等を行い確認するとともに、保安管理業務を行う者が乙であることを確認するものとします。
- 3 乙は、事業場において保安管理業務を行う際は、甲に対し、身分を示す証明書等を示すことにより、乙であることを明らかにするものとします。
- 4 甲は保安規程別表2による日常巡視を行い設備の状態を確認する。乙は月次点検時に甲及びその従事者に日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、乙は電気管理技術者としての観点から点検を行うものとします。
- 5 乙は、保安管理業務を議実に行うものとします。

(相互の協議)

第3条 甲は、次に掲げる場合、乙と協議するものとする。この場合、甲は乙の意見を尊重し、乙は甲に協力するものとします。

- (1) 甲が保安規程を変更しようとする場合

- (2) 甲が電気工作物の保安管理業務に関する内容の書類を所管官庁に提出する場合
- (3) 甲が電気工作物の設置又は変更の計画、工事及び竣工検査を行う場合
- (4) 甲が電気工作物の平常時における運転操作並びに異常時における措置等について定める場合
- (5) 甲が電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、保安上必要な教育又は演習訓練を行う場合
- (6) その他保安上必要と認められる場合
(連絡責任者等)

第4条 甲は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために乙と連絡する者（以下「連絡責任者」という。）を定めて、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとします。

- 2 甲は、前項の連絡責任者に事故がある場合に、その業務を代行させるため代務者を定めて、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとします。
- 3 甲は、前項に変更が生じた場合は、ただちに乙に通知するものとします。
- 4 甲は、必要に応じて連絡責任者またはその代務者を、乙の行う保安管理業務に立ち会わせるものとします。
- 5 甲は、需要設備の設備容量が 6,000 キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものをあてるものとします。

(業務の代行及び応援等)

第5条 乙が病気又は甲の承認した事由により、第1条の保安管理業務を行うことができない場合は、社団法人関西電気管理技術者協会の会員の中から代行する者（以下「代行者」という。）を選び、その業務を履行させるものとします。

- 2 乙及び代行者は、保安管理業務を行う際に資格を有する証を常に携帯し、甲の求めに応じ提示することとします。ただし、緊急の場合は、この限りではありません。
- 3 乙は、乙の事務所への連絡方法を書面をもって甲にお知らせし、甲は面接等により本人の確認を行うこととします。
- 4 甲は、この契約にかかる乙の業務について、必要に応じ、協会に所属する会員をもって業務を履行させることができるものとします。

(通知義務)

第6条 甲は、次に掲げる場合はすみやかにこれを乙に通知するものとします。

- (1) 所管官庁等が法令に基づいて検査を行う場合
- (2) 設置者若しくは事業場の名称、連絡責任者又は電気保安に関する組織を変更した場合
- (3) 契約書第1条に掲げる事項を変更した場合
- (4) 契約書第1条の自家用電気工作物の相続譲渡等が行われる場合

- 2 甲は電気事故、その他災害が発生した場合、又は発生する恐れのある場合は、ただちに乙に通報するものとします。

(事業場内の立入等)

第7条 乙は、保安管理業務を行うため甲の事業場内に立ち入ることができる。この場合、乙は、甲が従業員等に対して定める服務規律等を尊重するものとします。

- 2 乙は身分を証明するものを常に携帯し、甲より身分の確認を求められたときはこれを提示するものとします。

(記録等の保存)

第8条 乙は、必要に応じ、甲の記録の状況及び書類並びに図面の保存について、甲に意見を述べるができるものとします。

- 2 乙は点検等の終了時にその結果を甲に報告し、甲は、乙が実施した保安管理業務の結果の記録（当該業務を実施した乙の氏名を含む。）を確認し、甲の事業場に3年間保存するものとする。ただし、年次点検の記録にあっては、3年を経過した場合であっても次回の点検が行われるまで、保存するものとします。

- 3 竣工検査の結果の記録を3年間保存するものとします。

(契約の更改)

第9条 次に掲げる場合はこの契約を更改することができるものとします。

- (1) 甲が契約書第1条の設備容量が変わったとき
- (2) 非常用予備発電装置・蓄電池設備を設置又は変更或いは廃止したとき
- (3) 発電所を設置又は変更或いは廃止したとき
- (4) 契約書第2条の月次点検の回数を変更したとき
- (5) その他施設の規模又はその使用状態が著しく変動したとき
- (6) 低圧電路の絶縁状態を的確に監視する装置を設置又は撤去したとき

(契約の失効)

第10条 契約書第1条に掲げる自家用電気工作物が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものとします。

- (1) 廃止された場合
- (2) 保安管理業務外部委託承認申請の承認を取り消された場合
- (3) 一般用電気工作物となった場合
- (4) 受電電圧が7,000ボルトをこえた場合
- (5) 発電所の出力が1,000キロワット以上となった場合
- (6) 構外にわたる配電線路の電圧が600ボルトをこえた場合
- (7) 電気事業法施行規則第48条第1項各号に掲げる場所となった場合
- (8) 乙が協会を退会したとき

別紙

点検、測定及び試験の基準

1 電気工作物の維持及び運用に関するための点検、測定及び試験は、原則として保安規程別表1「点検及び試験の基準」のとおりとする。

2 臨時点検及び試験

(1) 次に掲げる電気工作物については、その都度異常状態の点検、絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行う。

イ 高圧器材が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は、受電設備の全電気工作物

ロ 受電用遮断器（電力ヒューズを含む。）が遮断動作した場合は、遮断動作の原因となった電気工作物

ハ その他の電気器材に異常が発生した場合は、その電気工作物

(2) 高圧受配電設備に事故発生のおそれがある場合は、その都度点検、測定及び試験を行う。

3 電気管理技術者が実施する点検、測定及び試験の頻度

点検の種類	頻度
月次点検	委託契約書第3条による
年次点検	毎年1回
臨時点検	必要の都度

- ・月次点検は設備が運転中の状態において点検を実施するものである。
- ・年次点検は主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものである。
- ・臨時点検とは電気事故その他異常の発生したときの点検と、異常が発生する恐れがあると判断したときに行うものである。

(1) 月次点検の要件

イ 外観点検を(イ)に掲げる項目について、(ロ)に掲げる設備等を対象として行う。

(イ) 点検項目

- (a) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- (b) 電線と他物との離隔距離の適否
- (c) 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- (d) 接地線等の保安装置の取付け状態

(ロ) 対象設備等

- (a) 引込設備（区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等）
- (b) 受電設備（断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等）
- (c) 受・配電盤
- (d) 接地工事（接地線、保護管等）
- (e) 構造物（受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等）

配電設備

(f) 発電設備（原動機、発電機、始動装置等）

(g) 蓄電池設備

(h) 負荷設備（配線、配線器具、低圧機器等）

ロ 次の(イ)及び(ロ)までに掲げる項目の確認のため、当該各項目に定める測定を行う。

(イ) 電圧値の適否及び過負荷等

電圧、負荷電流測定

(ロ) 低圧回路の絶縁状態

B種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定

(2) 年次点検の要件

月次点検に係る(1)の要件に加え、次のイ及びロに掲げる要件に従って行う。

イ 1年に1回以上行う。（ただし、信頼性が高く、かつ、次のロの各号と同等と認められる点検が1年に1回以上行われている機器については、停電により設備を停止状態にして行う点検を3年に1回以上とすることができる。）

ロ 次の(イ)から(ホ)までに掲げる項目の確認その他必要に応じた測定及び試験を行う。

(イ) 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されていること。

(ロ) 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第19条に規定された値以下であること。

(ハ) 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験の結果が正常であること。

(ニ) 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）が正常であること。

(ホ) 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。

4 工事中の点検頻度

自家用電気工作物の保安管理業務委託細目書第1条第1項に定める工事中の点検は、電気工作物の設置又は変更の工事が工事計画、技術基準等に基づき適正に行われるよう電気工作物の工事期間中は毎週1回行うものとする。

消防用設備維持点検業務仕様書

- 1 乙は6ヶ月に1回定期的に専門技術員を派遣して確實適切な方法で機器並びに電路配線等の点検を行い、必要のあるときは機器の調整及び特別の材料を使用しない範囲内で修理する。
- 2 甲は常にこの設備が正規の状態にあることを確認し、万一火災その他によって作動したとき、又は事故を発見したときは遅滞なく乙に通知する。乙がこの通知を受けたときは、早急に出向いて適宜の処置をとる。
- 3 維持点検の期日は甲乙協議のうえ決定し、甲は乙の維持点検業務に立ち会って監督し、乙がその業務を履行したときは乙の提示する「消防用設備等点検結果報告書」を確認する。
- 4 甲が設備の一部の変更撤去あるいは修理をするとき、及び設備の機能に影響を来たと思われる他の工事をするときは、予め乙と協議する。
- 5 前項の場合に要する費用、その他乙の責によらない設備の修理、及び検査に要する特別の費用、並びに耐久性の消滅による機器材料の補修、及び甲が必要と認めたものに対する費用は、甲が別途負担する。
- 6 乙が、この契約により維持点検を実施するときは、甲は乙の作業に対し協力するものとする。

○ 点検箇所及び時期

設 備		点検の内容及び方法	点検期間
消火器具、誘導灯及び誘導標識		機器点検	6ヶ月
屋内消火栓設備 自動火災報知設備 非常警報器具		機器点検	6ヶ月
		総合点検	1年
非常電源	非常電源専用受電設備	機器点検	6ヶ月
		総合点検	1年
	自家発電設備	機器点検	6ヶ月
		総合点検	1年
配 線		総合点検	1年

※ ただし、部品交換、薬剤の詰め替え及び補修工事は別途とする。

O

O